

仕 様 書

- 1 契 約 名 介護保険システム用ネットワーク機器賃貸借（203102）
- 2 契 約 内 容 介護保険システム用ネットワーク機器の賃貸借
（別紙「機器明細／設置場所」のとおり）
- 3 設 置 場 所 東三河広域連合（以下「本広域連合」という。）の指定する場所
（別紙「機器明細／設置場所」のとおり）
- 4 賃貸借期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（60か月）
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
なお、令和8年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は
削除があった場合には、本広域連合はこの契約を解除することがで
きるものとする。
- 5 支 払 方 法 月払い
- 6 支払開始月 第1回目 令和8年4月以降
※原則使用月の翌月払いとなるが、適法な支払請求書を受理した日
から30日以内に支払うこととする。
- 7 保 守 ネットワーク機器の機能を発揮させるための保守の実施
- 8 搬入、設置設定
 - (1) 機器の搬入、設置設定作業
 - ア 機器の設置及び環境設定に関する全てを実施すること。
 - イ 既存の機器と調整を図り設置すること。
 - ウ 設計・構築・設置・設定作業については、本広域連合介護保険システムネッ
トワーク担当業者と十分調整の上、実施すること。
- 9 付 帯 事 項
 - (1) 機器の保守
緊急を要する場合を除き、センドバック保守を基本とする。機器の回収及び
送付に要する費用は賃貸人の負担とする。
 - (2) 納入する機器等に関する注意事項
納入する機器等は、別紙「機器明細／設置場所」に示すものとする。（同等品
不可）
 - (3) その他
 - ア 引渡しまでの機器保全の責めを負うこと。
 - イ 管理者からの問い合わせに迅速に対応すること（電話対応、派遣対応等）。
 - ウ 賃貸借物件に対する一般的な動産保険を適用すること。
 - エ 賃貸借物件を識別するためのシール等を貼付すること。
 - オ 賃貸借期間の満了又はこの契約が解除された場合の機器の撤去（設定情報の
消去作業及びその証明書発行を含む。）に要する費用については、今回の調達
費用には含めないものとする。
 - カ S E作業費用等の設定作業費用を含むこと。
 - キ 機器の搬入時等に使用した梱包用段ボール等は賃貸者にて処分すること。
 - ク 本広域連合が指定する庁舎エレベーターの使用は可とする。ただし、他の利
用者に配慮して使用すること。
 - ケ 日程、具体的な指示等の詳細については、落札後に本広域連合と協議する。
 - コ その他、必要な事項は本広域連合と協議の上、決定する。

○ 本広域連合介護保険システムネットワーク担当業者

所 属：富士通ネットワークソリューションズ株式会社
ビジネスイノベーション本部 中部エリア統括部
担 当：山本 涼介（やまもと りょうすけ）

所在地：〒450-6631

名古屋市中村区名駅 1-1-3 JR ゲートタワー

電話：050-5477-0208